

海外で出産された方の出産育児一時金提出書類のご案内

【必須書類】

- ① 出産育児一時金請求書（内払金）
- ② 出産の事実が分かる医師の証明書（コピーでも可）
- ③ ②の証明書の翻訳（翻訳者の住所、氏名が必要です。）

出産育児一時金（家族出産育児一時金）の申請と同時、もしくは事前に被保険者の子等の 扶養認定を行わない場合は、以下の書類も必要となる場合があります。（業務命令による海外勤務者は除く）

※提出対象者には健康保険組合より連絡いたします。

- （１） パスポートの写し等の出産時期に渡航していた事実が確認できる書類の提出
- （２） 海外出産の事実、内容について、保険者が該当海外出産を担当した海外の医療機関等に照会することに関する同意書の提出